

第1章 総則

(目的)

第1条

この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条

犯罪のない安全・安心まちづくり(地域社会における県民、事業者その他これらのものが組織する団体(以下「県民等」という。))による犯罪の防止のための自主的な活動の推進及び犯罪の防止に配慮した環境の整備をいう。以下同じ。)は、県、市町村及び県民等の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第3条

県は、市町村及び県民等と連携し、及び協力して、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の責務)

第4条

県民は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条

事業者は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深めるとともに、その所有し、又は管理する施設の管理及び事業活動を行うに当たり、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条

県は、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制(以下「推進体制」という。)を整備するものとする。

(行動計画の策定)

第7条

県は、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪のない安全・安心まちづくりに関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び推進体制の意見を聴くものとする。

4 県は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(広報活動等)

第8条

県は、犯罪のない安全・安心まちづくりについての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動及び啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする

(犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間)

第9条

県は、犯罪のない安全・安心まちづくりの啓発を図るため、犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間を設けるものとし、その期間は10月11日から同月20日までとする。

(自主的な活動に対する支援)

第10条

県は、県民等が行う犯罪のない安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村が実施する施策に対する支援)

第11条

県は、市町村が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に関し、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

第2章 犯罪の防止に配慮した道路等の環境整備

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第12条

県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

(道路等に関する指針)

第13条

知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(以下「道路等に関する指針」という。)を策定するものとする。

2 第7条第3項から第5項までの規定は、道路等に関する指針を策定し、又は変更する場合に準用する。

(犯罪の防止に配慮した道路等とするための措置)

第14条

道路等を設置し、又は管理する者は、道路等に関する指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(駐車場等の設置者又は管理者に対する情報の提供等)

第15条

警察署長は、自動車駐車場又は自転車等駐車場(以下「駐車場等」という。)を設置し、又は管理する者に対し、当該駐車場等での犯罪防止のために必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 犯罪の防止に配慮した住宅の環境整備

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第16条

県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(住宅に関する指針)

第17条

知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(以下「住宅に関する指針」という。)を策定するものとする。

2 第7条第3項から第5項までの規定は、住宅に関する指針を策定し、又は変更する場合に準用する。

(犯罪の防止に配慮した共同住宅とするための措置)

第18条

共同住宅を建築しようとする者又は共同住宅を所有し、若しくは管理する者は、住宅に関する指針に基づき、当該共同住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備

(大規模商業施設に関する指針)

第19条

公安委員会は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗で公安委員会規則で定めるもの(以下「大規模商業施設」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(以下「大規模商業施設に関する指針」という。)を策定するものとする。

2 第7条第3項から第5項までの規定は、大規模商業施設に関する指針を策定し、又は変更する場合に準用する。

(犯罪の防止に配慮した商業施設等とするための措置)

第20条

大規模商業施設を設置する者又は大規模商業施設において事業を営む者は、大規模商業施設に関する指針に基づき、当該大規模商業施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する商業施設で公安委員会規則で定めるもの(以下「深夜商業施設」という。)を設置する者又は深夜商業施設において事業を営む者は、当該深夜商業施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(以下「金融機関」という。)は、その営業の用に供する店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする

(商業施設等の設置者又は事業者若しくは管理者に対する情報の提供等)

第21条

警察署長は、前条各項に掲げる者(同条各項に掲げる施設等を管理する者を含む。)に対し、当該商業施設等での犯罪の防止のために必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 学校等における児童等の安全の確保

(教育に係る取組の支援)

第22条

県は、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)が犯罪の被害者又は加害者にならないようにすることその他の児童等の安全の確保のために、学校(学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。))及び同法第124条に規定する専修学校で高等課程を置くものをいう。以下同じ。)及び児童

福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。)の管理者が自ら
行い、並びに家庭及び地域社会と連携して行う教育に係る取組を支援するものとする。

(学校等に関する指針)

第23条

知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)における
児童等の安全の確保のための指針(以下「学校等に関する指針」という。)を策定するものとする。

(学校等の施設内における児童等の安全の確保のための措置)

第24条

学校等を設置し、又は管理する者は、学校等に関する指針に基づき、当該学校等の施設内において児童
等の安全の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等に関する指針)

第25条

知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、児童等の通学又は通園の用に供されている道路及び児童
等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全の確保のため
の指針(以下「通学路等に関する指針」という。)を策定するものとする。

2 第7条第3項から第5項までの規定は、学校等に関する指針及び通学路等に関する指針を策定し、又は
変更する場合に準用する。

(通学路等における児童等の安全の確保のための措置)

第26条

学校等の管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者及び地域住民並びに警察署長は、通学路等に関
する指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全の確保を図るために連携して必要な措置を講ずる
よう努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、児童等の生命又は身体の安全を確保をする必要があると認められる場合
には、警察官への通報、誘導その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

第6章 観光旅行者等の安全の確保

(観光旅行者等の安全の確保のための措置)

第27条

県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 雑則

(規則への委任)

第28条

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第14条、第15条、第18条、第20条、第21条、第24条及び第26条の規定は、公布の日(平成17年3月22日)から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附則(平成20年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。